

位置づけるか検討している。たとえば障害者自立支援法で成人と子ども向けの事業があるが、障害者手帳所有者の年齢ベースで按分して障害者と子どもにそれぞれ計上している。

人件費は、90表の単独事業の人件費総額を事業費で按分するのではなく、15表の人件費（本庁除く）を職員数で割り単価を出し、各事業の職員数を乗じて算出している。

### 3. 質疑応答

プロジェクト：社会保障費調査の障害者の成人と子どもの按分方法は、他市も同様の方法と考えて良いか。按分方法については、総務省から指示があったのか。

A市：総務省から特に指示はなく、各市がそれぞれの方法で按分している。市によっては、事業実施部局あるいは事業が成人と子どもで分かれていて、そもそも按分が必要ない場合もあるかと思う。

プロジェクト：さまざまな事業に使える総合交付金に社会保障関係が含まれる場合、社会保障費調査に計上されるか。

A市：計上されない。

プロジェクト：国科目が自治体の政策や組織の実態とずれが生じてきている。市決算を国科目に置き換える現場の負担も少なくなく、見直すべき時期に来ているのではないか。

社：社会保障費調査の結果を市として活用する意向はあるか。

A市：市民向けのPR版、もしくは社会保障費の将来推計（すでに作成しているものもあるが）のベースとして活用の可能性はある。

プロジェクト：他の自治体と比較可能な社会保障費統計へのニーズはあるか。

A市：市が他の自治体との比較資料を作ることはほとんどない。他市との比較でA市をアピールしようという動きも特にない。

プロジェクト：社会保障費調査でカバーされていない、国際基準の項目として、たとえば住宅（公営住宅家賃補助）などがある。こうした漏れている項目が決算でどこに入っているか等について、今後照会させて頂いて良いか。

A市：まちづくり費の住宅費は、市営住宅の管理修繕費等である。

資料1

一般会計の歳出科目

款	項	目	大事業	中事業	小事業	節	細節	細々節
1 議会費	1 議会費	1 議会費	05 議員報酬等	05 議員報酬等	05 ●●●●	00 AAAA	00 aaaa	00 αααα
			10 費用弁償等旅費	10 費用弁償等旅費	05 □□□□	00 BBBB	00 bbbb	00 ββββ
					10 ▲▲▲▲	00 CCCC	00 cccc	00 γγγγ
			15 その他経費		15 ◇◇◇◇	00 DDDD	00 dddd	00 θθθθ
		2 事務局費						
2 総務費	1 職員管理費							
		2 総務管理費						
		3 危機管理費						
		⋮						
		⋮						
3 市民費								
4 こども費								
5 健康福祉費								
6 環境費								
7 経済労働費								
8 建設緑政費								
9 港湾費								
10 まちづくり費								
11 区役所費								
12 消防費								
13 教育費								
14 公債費								
15 雑支出金								
16 予備費								

資料 2

市科目と国科目の対応

市科目	国科目(決算統計クロス表)		
議会	議会		
総務	総務管理 監査委員 統計調査 選挙 徴税 社会福祉 老人福祉 児童福祉 生活保護 災害救助 保健衛生 労働諸費 土木管理 都市計画 住宅 道路橋りょう 公営企業	下水道	
市民	総務管理 社会教育 保健体育 社会福祉 児童福祉 保健衛生 教育総務 幼稚園 社会教育	体育施設	
子ども	民生 児童福祉 保健衛生 教育総務 幼稚園 社会教育		
健康福祉	民生 老人福祉 生活保護 災害救助 保健衛生 結核対策 保健所 労働諸費 大学		
経済労働	総務管理 農林水産 農業 畜産業 農地 労働諸費 道路橋りょう		
環境	保健衛生 清掃 都市計画 保健体育 その他	区画整理 体育施設	
建設緑政	統計調査 保健衛生 土木管理 都市計画 都市計画 道路橋りょう 河川 社会教育 公共土木施設災害復旧	公園 街路	

市科目	国科目(決算統計クロス表)		
まちづくり	総務 民生 土木 土木 土木 土木 土木 教育 衛生 土木 災害復旧	総務管理 災害救助 都市計画 土木管理 住宅 道路橋りょう 港湾 保健体育 清掃 港湾 公共土木施設災害復旧	区画整理 体育施設
港灣	衛生 土木 災害復旧	清掃 港湾 公共土木施設災害復旧	
区役所	総務 民生 衛生 土木 土木 教育 災害復旧	総務管理 戸籍・住民基本台帳 児童福祉 保健所 土木管理 都市計画 社会教育 その他	公園
消防	総務 民生 民生 消防 災害復旧	総務管理 児童福祉 災害救助 その他	
教育	総務 民生 民生 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 教育 災害復旧	総務管理 児童福祉 災害救助 教育総務 小学校 中学校 高等学校 特殊学校 幼稚園 社会教育 保健体育 保健体育 その他	体育施設 学校給食
特別会計 母子寡婦	民生 民生 公債	児童福祉 社会福祉	
公舎 勤労 基地	衛生 労働 衛生 公債	保健衛生 労働諸費 保健衛生	
用地	土木 土木 土木 土木 土木 教育 公債	土木管理 道路橋りょう 都市計画 都市計画 小学校 中学校	街路 公園
公債	公債		

## B 自治体ヒアリング記録

日時：2016年3月15日（火） 15：00～16：50

参加者：B 県 財政統計担当者 4 名

厚労科研プロジェクト（プロジェクト）分担研究者 4 名

場所：B 県庁 会議室

目的：2010 年から毎年実施されている「社会保障施策に要する経費」に関する調査の回答作成の県レベルにおける体制について情報を得る。

当該調査は、財政課と市町村担当課それぞれで記入。とくに両担当間での調整は実施していない。

### ・総務省調査の県集計分について

財政統計第 90 表の中で該当するものを県の決算の目レベルを抜き出し転記する。

実際の作業は、財政課は各担当部署（具体的に健康福祉部、県民文化部、産業労働部など）に依頼。各部には財政課とやりとりをする担当が総務課内におり、その担当が各課に投げる。それを最終的に財政課が取りまとめる。

1 つの項目で複数の部にまたがる事業は基本的に各部署から来た数字を合算する。例えば貧困対策は全体的には県民文化部であるが、健康福祉部にも貧困対策などの施策があるなど。

総務省調査の区分と決算統計の区分のリンクが難しいが、県で実施している事業は、調査項目に当てはまらないものはないとの認識。

財政課としては、個別の事業費の内容は把握しておらず、事業担当の課に照会が必要。

集計表 90 と「社会保障施策に要する経費」に関する調査（以下社会保障調査）は部分集合の関係ではない。社会保障調査には含まれるが集計表 90 にないものもあり、その逆もある。社会保障調査の方が広く拾っている印象がある。集計表 90 には例えば単なる事務経費などは含めていない。

県の事業で社会保障調査にしか出てこないものはあるかもしれないが、国の制度の枠内のものが圧倒的に多いはず。県が一般財源で行うものの額は小さいと思われる。

低所得者向けの住宅政策、高齢者向けの交通施策など一般行政施策と社会保障施策が交錯している部分については、そもそも社会保障に含めていない。

各部署の会計担当は 10 人くらいで、財政課によるとりまとめを含め全体として 2 週間くらいかかるイメージ。

- ・ 社会保障調査、市町村分の集約について

各市町村の財政担当課に照会する。市町村でどのように作成するかは、市町村ごとに異なると思われる（財政担当が作成する、財政担当が各部署に照会など）。

明らかに数値がおかしければ修正し、とりまとめて総務省に提出。明らかな異常値の例としては、11（国保の都道府県財政調整交付金）に一般財源額が入っている場合など。また、国保の保険料軽減分は法定で割合が決まっているので金額をみれば異常値が分かる。

各市町村が一般財源を用いて行っている単独事業分についての突合は困難であるが、「その他」に入っているものは、総務省の記載要領（含まれないものが例示）を見て判断。記載要領に含まれないという理由ではずしたものとしては、同和問題など人権施策、男女共同参画、犯罪被害者の支援、戦没者追悼式の費用など。記載要領の例示列举以外で、その他に含まれるかどうかについては、社会保障の定義がないのでよく分からないものもある。

今年度は市町村からの照会が早め（提出の 1 か月くらい前から）にきてそれに対応。市町村の負担が大きいという話は聞いている。市町村から 1 回目の提出が来てから 2 週間くらいで取りまとめて総務省に提出。

（なお、地方財政状況調査：決算統計については、市町村のヒアリングを現地の地方事務所が所管し、地方事務所と市町村課で検収するという流れ。）

市町村課には全ての市町村の事業の情報が集まってくる。ただ、主なものには着目するが、網羅的には分析はしていない。ある一市町村の一例であるが、金額が比較的大きいものとしては、保育士・栄養士賃金、国保の出産育児一時金の繰り出し金、健診予防接種費用助成金、放課後学童保育委託料、介護訓練等給付費、就学援助費などがある。県全体として情報の集約・分析はしていない。

同じような事業を市町村ごとに別々の項目に入れている場合などについては、その他以外の項目は、具体的な事業が分からないので確認できない。その他のものだけ様式 2 で事業名が分かるので確認できる。県内市町村で単独でやっているものとしては、医療費の無料化関係のものがある。

ただ、集計は可能であるものの、単独事業でまとめる意義に乏しいため県としてそれらをまとめたものはない。予算編成の上でも補助事業か単独事業かはあまり意味が無い。

77 の市町村データと県内市町村計の 78 のデータを総務省に提出。

それらのデータは、各部局に照会されれば情報は出せるが、現在のところ、施策策定などに特に使っていない。国で必要だから集めているという認識。

財政課の予算編成においても、新しい事業を市町村から漠然とやりたいということがあっても何か所でやるかという話にはなるが、要望は編成の中であまり重視されない。

市町村分を取りまとめて総務省に提出して以降は、照会などは別にして、総務省からの情報提供などはない。調査には「取りまとめ結果を公表する可能性があります」と書かれているだけで特に連絡もない。公表されるとしても市町村ごとには出ないと考えている。

- ・ 県集計分と市町村集計分の調整について

決算統計は調整するが、社会保障調査については、県集計分と市町村集計分の調整はしていない。

- ・ 社会保障調査について

現行の調査項目には入っていないが、住宅施策など社会保障の集計に入っているものが追加項目として入ってきた場合への対応可能性については、例えば、住宅施策の場合、耐震など含めて住宅施策であり、社会保障関連の住宅施策の切り分けを意識していないので、低所得者対策だけ分けるのは難しい。定義が明確に示されれば可能かもしれない。

社会保障の範囲も予算編成などにおいて県独自のものを示しているのだから、社会保障調査の範囲とは異なるから、県として社会保障調査を活用する予定はない。

- ・ 県財政について

消費税増税分については、税務担当課から算出された金額を、国の施策による新規拡充分と補助裏に按分して当てる。それで充当されてしまう。

県全体の財政運営の戦略としては、財政課で5年先までの見通しを立てている（社会保障関係も含む）。社会保障関連費については、法定されているものなどが多いので、それらは削れないが、単独事業については見直しをしている。ただ、単独事業の経費はシーリングがあるわけではなく、必要に応じて支出するという考え方をとっている。

国保の都道府県単位化などにもなる医療費の適正化などの課題は来年度以降考えることになると思われる。

## C 自治体ヒアリング記録

日時：2016年3月15日（火） 9：45～11：30

場所：C 町役場会議室

参加者：C 町 財政統計担当者 4 名

厚労科研プロジェクト（プロジェクト）分担研究者 4 名

目的： 財政統計集計表 90 の市町村表の作成方法について並びに、2010 年から毎年実施されている「社会保障施策に要する経費」に関する調査の回答作成の市町村調査票の記入体制について情報収集。

・財政係が地方財政状況調査票から転記している。電算化されており、新規事業や予算は、目的別性質別に分けて入力されている。大まかにはその目的別に入力された決算に基づいている。どこに区分するか難しい場合がある。社会保障調査では、原則集計表 90 に入っている事業が入っている

・補助費と繰り出し金の区別など予算と決算でずれている項目もある。例えば、保護者からの保育所負担金は「負担金」で計上するところだが、「使用料」としているため、決算上は「負担金」に計上しなおしている。昔から予算作成中での慣習。対前年度比で出するため。

・各課の事業を目レベルでソートをかけて転記している。社会保障調査に当てはまる目的別区分(民生費だけでなく)をすべて拾い出す。教育費から転記した事業もある。「決算統計説明資料」を作成しているので、定義に合わせて事業を区分している。

・県庁からの照会の例；国からの補助事業で補助率からみて、オールジャパンでの合計値が相当に小さく、再検証するようにおりてきた。例：児童手当。要領を見てわからないところがある。担当に確認して該当することが判明するなど、判断できないところはあり、漏れはある。例えば、担当によっては「民生費」と「衛生費」しか見なかった場合、集計から漏れる可能性はある。県の担当から見て、あまりにも低い実績の場合にも照会がくる。

・2015 年は 7 月 14 日にきて 8 月 19 日締め切りだった。役場では 1 人がかかり切りでやっている。

・集計表 90 を作成する際に、どの区分に落とし込むかでまず迷う。集計表 90 を作る時当初の区分から変更する場合もある。例えば、町では小学校・中学校卒業時に、クーポン券を配布しているが、それが「子育て」のその他に該当するのかどうか。「灯油券」が「貧困・格差対策」に入るかどうか等。

・消費税増税で単独事業は増えたか

社会保障 4 経費としてこの分が消費税分であると金額が示されるので、その分がきちんと社会保障 4 経費に使われたことを公表しなければいけない。消費税の地方分は年 3~4 回で交付されて例えば 1 回 1000 万円交付され、そのうち 200 万円が 4 経費として固定される。ただし、C 自治体では 2 億円近く単独事業をやっているの、充当漏れはおこらない。小さな基礎自治体で町村にいけばいくほど給付は網羅的になる。

・消費税増税によって、新規事業を立ち上げたりしたか

これまで実施していた単独事業のほうが消費税交付分よりも大きい。新規事業を立ち上げたこともない。H26 年度は 1000 万円、H27 年度は 4700 万円ほど交付されたが、これまで財源が不足していて、予算を計上できていなかった事業を復活させた。たとえば、20 年ぶりに町営住宅建設した。これは、地方創生の流れもあり、子育て世帯支援・移住促進の側面もある。

消費税増税分を臨財債返済にあてたりはしていない。



## D 自治体ヒアリング記録

目的：2010年から毎年実施されている「社会保障施策に要する経費」に関する調査（様式1～3）の回答作成の都道府県レベルにおける体制について情報を得る。

質問（①～⑤）に対してメールで担当課が回答（2015年12月）

①様式1の基となるデータについて、決算書を基にしているとおもいます。決算書から「社会保障経費」に分類するために、事業レベルでの積み上げをされているとおもいます。

・事業のうち該当するものを積み上げるときの基礎となる決算資料がどのようなものか、またそれをどんな方法で積み上げているかについて教えてください。

回答；各事項の説明欄の記載に基づき、当自治体の事業体系における各事業単位の決算額を相応しいと思われる項目に積み上げて計上している。

なお、継続事業の場合は、地方単独経費と国庫補助経費に分解した上で、それぞれ様式1・3に計上している。

②様式1の一般財源等（A）のうち職員人件費（B）の出し方について、どのように計算させているのかを知りたい。

例えば、2. 医療のなかの、18.保健所 19.市町村保健センター、など。様式1で記入するようになっているところ。

回答：保健政策費（款項目節の項レベル）の人件費の総額から、現員数ベース（平成26年8月1日時点）の保健所職員数で按分して算出している。

③障害者自立支援法などで、成人と子ども向けの事業があるが、様式1では、どうやって4. 子ども・子育て、と 5. 障害者福祉、に分けているのか。

回答：本調査では各事項の説明欄の記載に基づき、各事業単位の決算額を相応しいと思われる各項目に積み上げて計上している。

④さまざまな事業につかえる総合交付金に社会保障関係が含まれる場合は、様式1にふくまれるのか。

回答：総合交付金充当事業を地方単独経費もしくは国庫補助経費と整理するかは国の記載

要領による。

仮に地方単独経費と整理される場合は、交付金を充当した歳出事業に紐付けした特定財源として計上する。(26年度決算上は計上なし)

⑤基金化されている事業についてはどのように計上しているのか。各年度に実質支出された額を計上しているのか？または、交付金をもらったときに一括して計上しているのか。

(例) 子育て支援対策特別臨時交付金

回答；基金積立金については、決算統計上、積立年度の決算に計上しているが、国の記載要領に基づき社会保障調査の対象外のため、本調査には計上していない。

基金積立後に基金充当対象事業の決算が計上される場合、事業費を歳出決算として計上し、同時に、基金からの歳入として繰り入れた金額を歳出決算に対応する特定財源として計上している。

## E 自治体ヒアリング記録

目的：2010年から毎年実施されている「社会保障施策に要する経費」に関する調査（様式1～3）の回答作成の都道府県レベルにおける体制について情報を得る。都道府県単独部分と市町村とりまとめ部分について個別に質問。

質問（①～⑤）に対してメールで担当課が回答（2015年11月）

<都道県担当の回答>

①様式1の基となるデータについて、決算書を基にしているとおもいます。決算書から「社会保障経費」に分類するために、事業レベルでの積み上げをされているとおもいます。

・事業のうち該当するものを積み上げるときの基礎となる決算資料がどのようなものか、またそれをどんな方法で積み上げているかについて教えてください。

回答 事業の決算額や状況が分かる資料を基礎としており、特に決まった資料はありません。積上げの方法は、事業を実施する局が一つ一つ事業を積上げ、各局の積上げを財政課で全体の積み上げとして把握しています。

総務省が自治体依頼時に添付している記載要領（添付資料「【照会】社会保障施策調査.pdf」）は入手済みですので、基本以下のような方法と理解していますが、もしそちらで異なる方法をとっていただければ教えてください。

【例示】記載要領によると、決算統計90表（添付資料 表番号.xlsx）のもとになる決算書から、様式1の範囲（1. 少子化対策等に要する経費、2. 高齢化対策等に要する経費、..）を抜き出して、その範囲で様式1の説明欄に該当する費用を入力していく。

回答 決算統計90表の内数となっていますが、個々の事業が直接、90表と連動する方法では作業を行っておりません。

②様式1の一般財源等（A）のうち職員人件費（B）の出し方について、どのように計算させているのかを知りたい。

例えば、2. 医療のなかの、18.保健所 19.市町村保健センター、など。様式1で記入するようになっているところ。

回答 決算統計の数字を人数按分して計算しております。

③障害者自立支援法などで、成人と子ども向けの事業があるが、様式1では、どうやって4. 子ども・子育て、と 5. 障害者福祉、に分けているのか。

回答 事業を実施する局が一つ一つ事業を積上げる際に、該当する内容ごとに分けています。

④さまざまな事業につかえる総合交付金に社会保障関係が含まれる場合は、様式1にふくまれるのか。

回答 国の作成要領のとおり、総合交付金を一般財源として実施する地方単独事業である場合は、様式1に含まれます。

⑤基金化されている事業についてはどのように計上しているのか。各年度に実質支出された額を計上しているのか？または、交付金をもらったときに一括して計上しているのか。

(例) 子育て支援対策特別臨時交付金

回答 基金化されている事業が一般財源として、地方単独事業を実施するものである場合、支出された額を決算額として把握します。

<市町村担当課回答>

質問：様式1の作成方法について

①県の市町村課で数字をとりまとめる際に、「様式1」を各市町村に配布して記入してもらうのでしょうか？

はい いいえ

○市町村課回答

はい

② ①が「はい」⇒市町村に記入を依頼する際に、記入方法について説明したマニュアルのようなものを、市町村に渡していますか？また、それは、添付でつけた【照会】社会保障施策調査.pdf、総務省より提供される資料と同じものですか？それ以外に、県として独自に配布するマニュアル等がありますか？もしあれば、それはどのような資料でしょうか。

○市町村課回答

マニュアルは作成してないが、様式3の項目が補助事業名ではなく国の予算科目名となっており、該当事業の判別が極めて困難であると思われるため、参考資料としてADAMS(県

会計課で管理している国官庁会計システム)内の社会保障関連項目を抽出したデータ等を送付している。併せて、決算統計と突合関係にあると思われる箇所を整理した附表を送付している。

質問：様式2の作成方法について

「様式2」（その他事業等の内訳）（市区町村担当課とりまとめ用）の表は、どのように使っていますか？

○市町村課回答

各市町村担当者が記入したものを市町村課がとりまとめている。

質問：様式1と2の関係について

①「様式2」では各事業名について、決算額（一般財源等の額）を記入する欄があります。一方「様式1」では都道府県支出金とその他特定財源にわけようになっています。財源区分ごとに分けて数字を記入しているのは、各市区町村担当ですか、または貴課ですか？

○市町村課回答

各市町村担当者が記入している。

②このとき、「その他の特定財源」というのは、どのような財源ですか。

○市町村課回答

収入の段階で用途が特定されている財源(使用料、手数料、保育料、入園料等)

<参考>

ヒヤリング（D 自治体 E 自治体）にて引用されている様式1～3とは、総務省が都道府県ならびに政令指定都市の財政統計担当課に送付している様式を表す。

（1）社会保障関係の事業に要する経費に関する調査（地方単独事業）

- ・様式1（地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費）
- ・様式2（その他事業等の内訳）

（2）社会保障関係の事業に要する経費に関する調査（国庫補助事業等）

- ・様式3（国庫補助事業等として実施する社会保障関係事業に要する経費）

### Ⅲ. 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
「社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究」  
分担研究報告書

韓国における社会保障の地方単独事業費の把握

分担研究者 渡辺久里子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部研究員）

研究要旨

本研究では、韓国における社会保障の地方単独事業費を集計している、韓国保健社会研究院(KIHASA)にヒアリング調査を実施し、日本での集計方法構築に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

日本では、中央政府が財源を負担している事業や、国保・介護・生活保護など地方政府での負担が法定化されている事業については、その規模を社会保障費として把握することができる。しかしながら、国庫負担を伴わず、地方自治体ごとに基準が定められ、独自に運営されている保育所などの事業は、その費用を集計することができていない。

そこで、本研究では韓国における地方政府の社会保障費の集計方法についてヒアリング調査を実施し、どのように地方単独事業に関するデータが収集可能であるか、検討した。

ヒアリング調査からは次の2点が明らかとなった。第1に、韓国では地方政府の決算情報が同じ電子システムで登録されており、国際基準に従った区分・集計が可能となっていた。ただし、地方政府によっては事業内容と区分が一致していない場合もあるため、その際は KIHASA が自治体にヒアリングを行い、区分変更を提案するなどして統計の精度を高める工夫がされていた。これが第2の発見である。

日本においては、総務省「地方財政状況調」によって、地方自治体の決算がまとめられているが、国際基準に従った社会保障費の集計を目的とはしていないため、その利用には限界がある。韓国で実施されているように、地方政府の決算情報も国際基準に従った区分・集計ができるような電子システムが導入されれば、日本全体の社会保障費の把握が可能になることが示唆される。

A. 研究目的

本研究では、韓国における社会保障の地方単独事業費を集計している、韓国保健社会研究院(KIHASA)にヒアリング調査を実施し、日本での集計方法構築に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

B. 研究方法

韓国において、社会保障の地方単独事業費を集計している、韓国保健社会

研究院(KIHASA)にヒアリング調査を実施(実施日時：2015年10月29日)  
(倫理面への配慮)  
該当なし

C. 研究成果

日本では、中央政府が財源を負担している事業や、国保・介護・生活保護など地方政府での負担が法定化されている事業については、その規模を社会保障費として把握することができる。し



かしながら、国庫負担を伴わず、地方自治体ごとに基準が定められ、独自に運営されている保育所などの事業は、その費用を集計することができていない。

そこで、本研究では韓国における地方政府の社会保障費の集計方法についてヒアリング調査を実施し、どのように地方単独事業に関するデータが収集可能であるか、検討した。

なお、具体的な集計方法については、本報告書の呉ほか「韓国における基礎公共団体の支出動向」にまとめられている。

#### D. 考察

ヒアリング調査からは次の2点が明らかとなった。第1に、韓国では地方政府の決算情報が同じ電子システムで登録されており、国際基準に従った区分・集計が可能となっていた。ただし、地方政府によっては事業内容と区分が一致していない場合もあるため、その際は KIHASA が自治体にヒアリングを行い、区分変更を提案するなどして統計の精度を高める工夫がされていた。これが第2の発見である。

本報告書の沼尾「社会保障分野における地方単独事業費の取り扱い」にもあるように、地方政府の決算統計は、従前の仕組みを前提とした整理がなされているが、地方の状況に合わせた様々な事業が導入されている中で、調査方法も改めていく必要があるだろう。

#### E. 結論

日本においては、総務省「地方財政状況調」によって、地方自治体の決算がまとめられているが、国際基準に従った社会保障費の集計を目的とはしていないため、その利用には限界がある。

韓国で実施されているように、地方政府の決算情報も国際基準に従った区分・集計ができるような電子システムが導入されれば、日本全体の社会保障費の把握が可能になることが示唆される。

統計の精度を高めるためには、韓国でも実施されているように、区分方法が基準に従っているかどうか、地方政府にヒアリング等を行う工夫も必要になると考えられる。

#### F. 健康被害情報

該当なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の出額・登録状況（予定もふくむ）

##### 1. 特許取得

##### 2. 実用新案登録

##### 3. その他

該当なし

## 韓国における基礎公共団体の支出動向

ゴ・ギョンファン、カン・ジウォン、チョン・ヨンエ

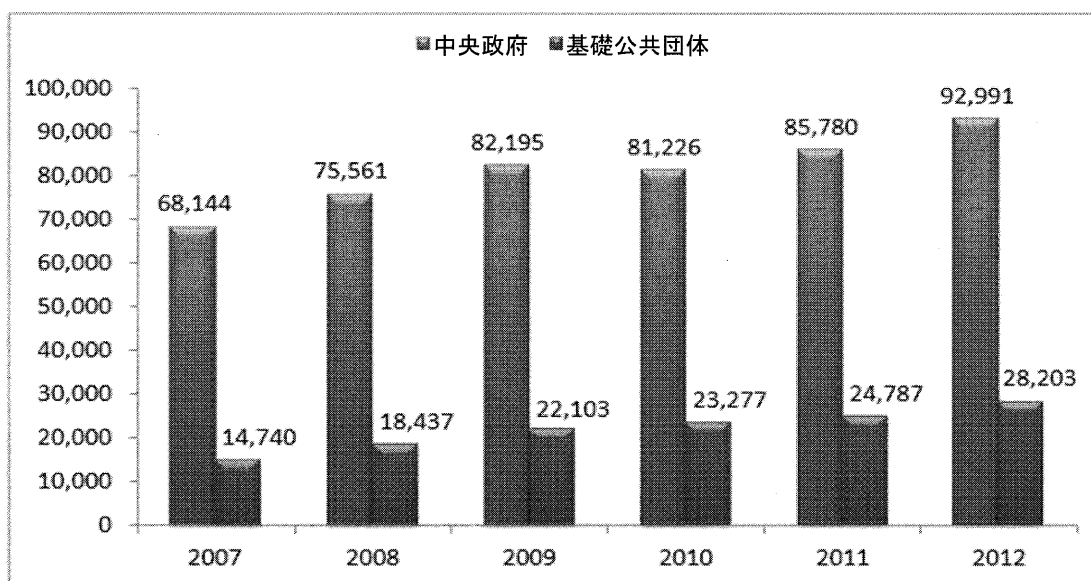
(韓国保健社会研究院)

### 1. 中央政府および地方公共団体の社会福祉支出に見られる政策領域別動向の概要

韓国における社会福祉支出は急激に増加している。まず、中央政府を基準にみると、2007年の68兆ウォンから2012年には92.9兆ウォンへと、過去5年間で毎年6.4%ずつ増加してきた。次に、基礎公共団体<sup>1</sup>の社会福祉支出は2007年の14.7兆ウォンから2012年の28.2兆ウォンへと、同期間に年間平均13.9%ずつ増加してきた。一方、基礎公共団体の社会福祉支出は中央政府の30%（2012年基準）ほどに過ぎない。

【図1】社会福祉支出の動向（2007年～2012年）

(単位：十億ウォン)



注：詳細なデータは付表1と付表2を参照すること。

資料：韓国保健社会研究院、福祉財政DB。

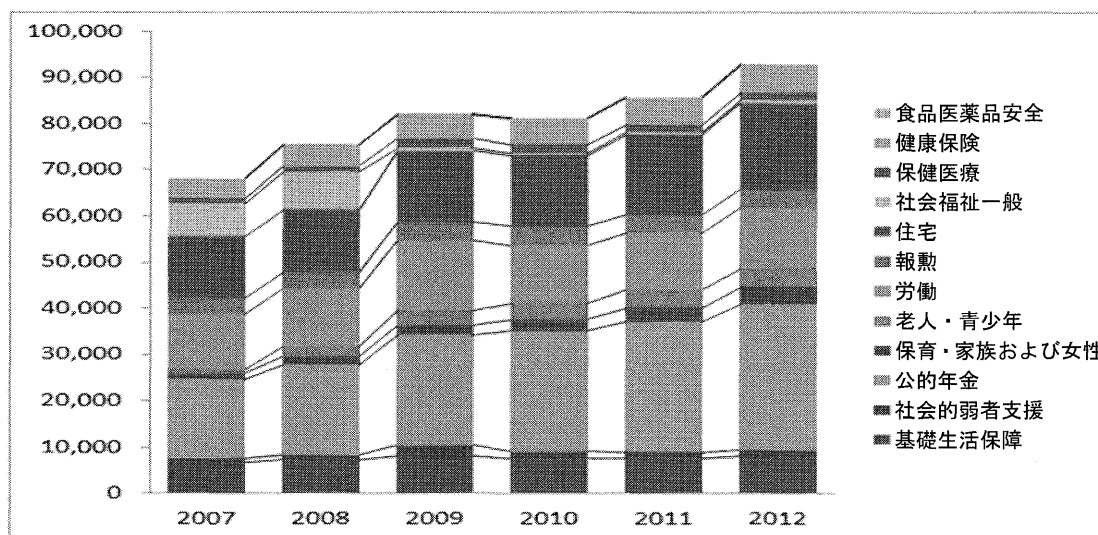
<sup>1</sup> 最も小さな単位の地方公共団体。自治法では公共団体という。一般的には自治体ともいう。(以下同じ)

このような傾向は少子化・高齢化、労働市場の柔軟化など、新たな社会的リスクの増加によるものである。過去5年間、中央政府の社会福祉支出の大半を占めているのは、老人や青少年部門と保育・家族及び女性部門だった。実際に、老人や青少年部門は2007年の0.7兆ウォンから2012年の4.0兆ウォンへと、年間41.2%ずつ増加傾向を見せた。この期間中に老年人口の割合が増え続けた（2007年に9.6%、2012年には11.4%）だけではなく（統計庁国家統計ポータル）、社会保険制度の未熟さや低い老人雇用率（39.6%、韓国老人人力開発院、2015）により、老人貧困率がOECD国の中でもっとも高い（49.6%、OECD、2015）ことと無関係ではない。つまり、老後の所得保障システムが整っていない状況の中で、老人貧困率が高くなり、社会問題が頻繁に発生したことによって、老人の雇用支援や所得補填などの支出が拡大したということである。

また、韓国では2005年の合計特殊出生率が1.076人（e-国指標）で、出生率ショックを経験し、仕事・家族両立政策の推進や保育サービスの拡大など、様々な政策への取り組みで、出生率を高めようとしてきた。これにより、中央政府の保育・家族および女性部門の支出は2007年の3.1兆ウォンから2012年の8.5兆ウォンへと、年間平均22.4%ずつ増加した。

【図2】 中央政府による社会福祉支出の政策領域別内訳

（単位：十億ウォン）



注：詳細なデータは付表1を参照すること。

資料：韓国保健社会研究院、福祉財政DB

基礎公共団体の福祉財政もまた過去5年間で相当な増加を見せている。中央政府と同様に、新たな社会的リスクに該当する保育および老人部門の予算は年間平均20%前後の高い増加率を示している。しかし、伝統的な社会的リスクとして認識されている基礎生活保障や社会的弱者支援、保健医療などの政策領域は、2007年の予算が相対的に高

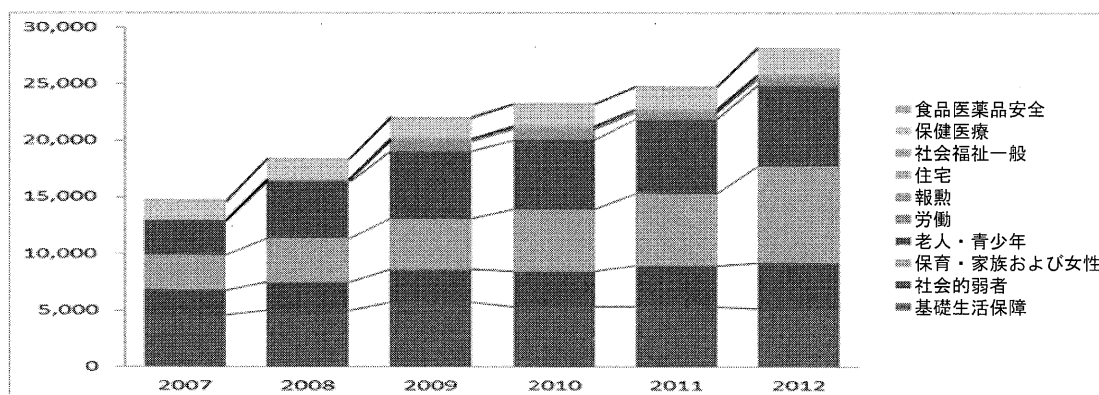
く設定されていたため増加率は高くなかった。

これに加え、2008年の世界的な金融危機以降、地方公共団体の労働部門への財政支出が急増した（5年間、年間平均 67.3%）。かつて労働部門は主に中央政府が直接投資する領域だったが、2008年の金融危機以降、失業および廃業などにより内需景気が萎縮したため、財政支援の職業安定事業を図るなど、地方公共団体が労働部門に対して積極的に投資するようになった。

また、2008年の世界的な金融危機以降、住宅価格の上昇とチョンセ<sup>2</sup>物件の不足に伴い賃貸の割合が増加することにより（国土交通部、2014）、住居費の負担が急増した。特に低所得層の場合、跳ね上がるチョンセの価格に対応し切れず家賃を払う賃貸に切り替えるケースが頻繁に起き、世帯の所得のうち住居費が占める割合が高くなり、住居貧困というドロ沼に陥る可能性が増加している。このような理由で地方公共団体が、公共賃貸やチョンセなどを供給することにより住居貧困層の支援として住居費の割合が過去5年間、年間平均 32.5%増加した。

【図3】基礎公共団体による社会福祉支出の政策領域別内訳

（単位：十億ウォン）



注：詳細なデータは付表2を参照すること。

資料：韓国保健社会研究院、福祉財政DB

## 2. 韓国における地方公共団体の財政制度の概略

地方公共団体の予算および決算は、行政自治部が提示した予算編成基準に従い、機能別・事業別または性質別に主要項目および詳細項目を区分している。このとき、主要項目は分野や部門などの政策事業に区分し、詳細項目は単位事業・詳細事業・目に区分する（地方財政法第41条）。2015年を基準とした地方公共団体の歳出予算の編成は13分野52部門の予算で構成されている。

<sup>2</sup> 韓国独特の賃貸制度。家賃を支払う代わりに保証金を預け、契約終了時に保証金は全額返還される。